

富山県庁本庁舎執務環境整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県庁本庁舎の執務環境整備業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富山県庁本庁舎執務環境整備業務

(2) 業務内容

別紙「富山県庁本庁舎執務環境整備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和 10 年 2 月 29 日（火）まで

(4) 委託料の上限額

金 146,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 単独企業

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- ② 富山県庁での対面又は WEB 会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること
- ③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ④ 富山県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する者であること
- ⑤ 富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること
- ⑥ 過去 5 年間に於いて、次のア及びイの業務を行った実績を有すること
ア 国または地方公共団体の働き方改革に繋がるオフィスリニューアル

の提案支援業務（リニューアル規模が概ね職員数 30 名以上であること）

イ 国または地方公共団体へのオフィス什器の納入業務（1 件 100 万円以上であること）

⑦ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと

⑧ 本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、国又は地方公共団体との契約に関しての指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと

⑨ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

⑩ 国税及び地方税を滞納していないこと

⑪ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

⑫ 次のいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

（2）共同企業体

① 共同企業体の代表者が、3（1）①～③に掲げる全ての要件を満たす

者であること

② 構成員のうち、少なくとも1社が3（1）④～⑥に掲げる要件を満たす者であること

③ 各構成員が3（1）⑦～⑫に掲げる全ての要件を満たす者であること

④ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること

⑤ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること

⑥ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと

⑦ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

4 現地説明会

現地説明会への参加を希望する者は、次により申込みしてください。

（1）申込方法

①参加希望日時及び②参加予定人数（1者あたり10人まで）メール本文に記載して下記あてに申込みしてください。当方で受領を確認しましたら、受領確認のメールを返信します。もし、当該返信メールが届かない場合は、12の問合せ先に連絡願います。

（提出先）zaisankanri@pref.toyama.lg.jp

富山県管財課庁舎通信担当

(2) 申込期限

令和8年11月4日(水)17時(必着)

(3) 実施日時

令和8年11月9日(月)～13日(金)のうち1者1日程度

※日時は調整により決定します。

(4) 実施方法

本プロポーザルの対象スペースである富山県庁本階4階等及び富山興銀ビルの農林水産部入居フロアを県担当者が案内します。

5 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関して、疑義点や確認したい点がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 提出方法

下記あてに提出してください。当方で受領を確認しましたら、受領確認のメールを返信します。もし、当該返信メールが届かない場合は、12の問合せ先に連絡願います。

(提出先) azaisankanri@pref.toyama.lg.jp

富山県管財課庁舎通信担当

(2) 提出期限

令和8年11月16日(月)17時(必着)

(3) 回 答

令和8年11月19日(木)17時までに、富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページに掲載します。

(4) その他

次の質問については、受け付けません。

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

6 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により提出してください。

(1) 提出方法

下記あてに提出してください。当方で受領を確認しましたら、受領確認のメールを返信します。もし、当該返信メールが届かない場合は、12の問合せ先に連絡願います。

(提出先) azaisankanri@pref.toyama.lg.jp

富山県管財課庁舎通信担当

(2) 提出期限

令和8年11月16日(月)17時(必着)

(3) 提出書類

ア 単独企業の場合

様式1、様式2、同種の業務を実施した実績を証す書類の写し(契約書等)

イ 共同企業体の場合

様式1、様式2、様式3、同種の業務を実施した実績を証す書類の写し(契約書等)

(4) 申込の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、令和8年11月27日(金)17時までに様式4に記載のうえ、下記URLあてに提出してください。

(提出先) URL azaisankanri@pref.toyama.lg.jp

富山県管財課庁舎通信担当

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式任意)

仕様書を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙仕様書を踏まえた企画の内容
- ・実施スケジュール

また、令和7年度に職員の生産性向上や事務の効率化等を目的に、本庁舎4階に設置した「モデルオフィス」に入居した所属の職員を対象に実施したアンケートを踏まえ、設置されたスペースや什器についての考察等を記載した参考資料「モデルオフィスアンケート結果まとめ【スペ

ース・什器関係】」も参照ください。

なお、仕様書等に記載のない事項について、実施することが有用であると判断される場合は、独自提案として提案いただくことは可能です。

ただし、提案を採用することとなった場合でも、委託料の上限額を変更はしません。

② 業務実施体制（任意様式）

以下の内容を記載してください。

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制などを記載してください。
- ・本委託業務に関連する事業の実績があれば、当該事業の概要を記載してください。

③ 見積書（任意様式）

上記「2（4）委託料の上限額」の範囲内において、本委託業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載してください。また、経費の内訳がわかるように記載してください。

なお、見積書の金額が、2（4）委託料の上限額を超えている場合は、失格となります。

④ 参加者の概要（会社概要等）がわかる資料（任意様式）

共同企業体の場合は、各構成員の概要がわかる資料も提出してください。

（2）提出方法

電子メール（PDF 形式で添付。必ず電話で到達確認をしてください。）

なお、ファイル容量が大きい場合の送信方法については、参加申込をされた方に別途お知らせします。

（提出先）azaisankanri@pref.toyama.lg.jp

富山県管財課庁舎通信担当

（3）提出期限

令和8年11月27日（金）17時（必着）

（4）提出に当たっての注意事項

提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできません。

8 審査方法

（1）審査方法

発注者が設置する「富山県庁本庁舎執務環境整備業務委託に係るプロポ

ーザル審査会（以下、「審査会」という。）」において、事業者から提出された提案書及び提案書の内容に係るプレゼンテーション等の評価を行います。評価方法の詳細は、「別添プロポーザル審査基準」を参照願います。

（２）プレゼンテーション

提案書で表現できない部分や提案業務の優位性についての説明及び審査のため、プレゼンテーションを実施します。

なお、具体的な実施方法などは、参加申込者に対して後日案内します。

ア 実施日時

日時 令和８年１２月７日（月）～１０日（木）のうち半日

場所 富山県庁内会議室（予定）

イ 実施方法

持ち時間は３０分以内（時間厳守）とします。このほか提案書に関してポイントとなるスキームや提案書の内容が要件を満たしているかを確認するため、２０分程度で質疑を行う場合があります。ただし、参加申込者数によって時間を変更することがあります。

また、提案を行ういすや机などのオフィス家具を会場に展示することができます。

ウ 留意事項

- （ア）プレゼンテーション及び審査会は非公開にて行います。
- （イ）プレゼンテーションは１提案者につき、５名までの入室を認めます。
- （ウ）本業務に配置される業務の実質的な責任者は必ず参加してください。
- （エ）プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とします。
- （オ）提案書に記載のない提案は、プレゼンテーションを行わないでください。
- （カ）プレゼンテーション及び質疑応答によって知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。

（３）審査結果通知

審査結果は、参加者に後日書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページで公表します。

なお、審査結果に関する質問については回答しません。

（４）失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

- ② 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 他の参加者と、企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

9 事業者との契約

選定された契約候補者とは別途協議を行い、具体的な仕様を確定した上で業務委託契約を締結します。協議に当たっては、富山県庁本庁舎執務室整備事業仕様書（案）の「5 業務内容」で定める業務計画書の案を提示してください。

なお、協議の結果、必要な契約条件に合致しない場合、契約を締結しない場合があります。この場合、次点の者と契約締結について協議します。

10 その他

- （１）提出する案は、提案者１者につき１案とします。
- （２）プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- （３）委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- （４）受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、受注者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。

11 スケジュール

内容	期日（令和８年）	備考
公募開始	10月28日（水）	県ホームページに掲載
現地説明会参加申込の提出期限	11月4日（水）17時	
現地説明会	11月9日（月）～ 13日（金）時間未定	日時は別途調整
仕様書等に関する質問書の提出期限	11月16日（月）17時	
参加申込書の提出期限	11月16日（月）17時	様式１関係
上記質問への回答	11月19日（木）17時	県ホームページに掲載
企画提案書等の提出期限	11月27日（金）17時	

辞退届の提出期限	11 月 27 日（金）17 時	様式 4 関係
プレゼンテーションの実施	12 月 7 日（月）～10 日 （木）のいずれか	日時等は別途連絡
審査結果通知（契約候補者の選定）	12 月 16 日（水）	審査会後に別途連絡

12 問合せ先

経営管理部財産管理室管財課庁舎通信担当

TEL : 076-444-3173

Email : azaisankanri@pref.toyama.lg.jp